第十号様式　（平20内府令47・全改、平20内府令79・平21内府令41・平21内府令73・平23内府令10・平26内府令19・平26内府令70・平28内府令35・平29内府令２・平30内府令３・平31内府令３・令元内府令２・令２内府令35・令２内府令75・一部改正）

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】(2)	
【代表者の役職氏名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(4)	
【代理人の住所又は所在地】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】(5)	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【縦覧に供する場所】(6)	名称 （所在地）

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】(7)

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】(8)

２【事業の内容】(9)

３【関係会社の状況】(10)

４【従業員の状況】(11)

第３【事業の状況】

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(12)

２【事業等のリスク】(13)

３【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(14)

４【経営上の重要な契約等】(15)

５【研究開発活動】(16)

第４【設備の状況】(17)

１【主要な設備の状況】

２【設備の新設、除却等の計画】

第５【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

⑴【株式の総数等】⑱

①【株式の総数】

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)

②【発行済株式】

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
計	―		―	―

⑵【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(18―２)

	中間会計期間 (　年　月　日から　年　月　日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該中間会計期間の末日	

における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	
当該中間会計期間の末日において残存する当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	

(3)【発行済株式総数及び資本金の状況】(19)

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(円)	資本金残高(円)

(4)【大株主の状況】(20)　　年　　月　　日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	―		

2【役員の状況】(21)

第6【経理の状況】(22)

1【中間財務書類】(23)

2【その他】(24)

第7【外国為替相場の推移】(25)

1【当該半期中における月別為替相場の推移】

月別						
最高(円)						

最低(円)						
平均(円)						

2【最近日の為替相場】

円（　年　月　日）

第8【提出会社の参考情報】㉖

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】㉗

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】㉘

⑴【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

事業年度　第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

年　月　日＿＿財務（支）局長に提出

②【臨時報告書】

①の書類の提出後、本半期報告書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　　年　月　日に＿＿財務（支）局長に提出

③【訂正報告書】

訂正報告書（上記　　の訂正報告書）を　　年　月　日に＿＿財務（支）局長に提出

⑵【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】㉙

第2【保証会社以外の会社の情報】㉚

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第3【指数等の情報】㉛

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

2【当該指数等の推移】

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

a　記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範

囲内において、これに準じて記載することができる。

b　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

c　記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

d　本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

e　「第一部　企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。

f　「第一部　企業情報」に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

g　第一部中「第２　企業の概況」から「第４　設備の状況」までの記載については、次によること。

(a)　有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表のみを掲げている場合には、連結会社について記載すること。

(b)　有価証券報告書に財務書類として個別財務諸表のみを掲げている場合には、提出会社について記載すること。ただし、提出会社の事業に密接な関係を有する親会社又は重要な子会社がある場合には、それらについても記載事項ごとに又は一括して記載すること。

(c)　有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。

①　財務諸表等規則第131条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載すること。

②　財務諸表等規則第131条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。

h　提出会社が法第２条第２項第４号に掲げる権利の発行者である場合における「第一部　企業情報」に掲げる事項は、(7)から(20)までに準じて記載すること。

(2)　会社名

原語名を括弧内に記載すること。

⑶　代表者の役職氏名

半期報告書の提出について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

⑷　代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、半期報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下⑷において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

⑸　事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者であって、関東財務局長から指示又は連絡を受けているものの氏名を記載すること。

⑹　縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

⑺　本国における法制等の概要

当該半期中に、提出会社の属する国・州等における会社制度、提出会社の定款等に規定する制度、外国為替管理制度及び課税上の取扱いについて異動があった場合には、その概要を記載すること。

⑻　主要な経営指標等の推移

第五号様式記載上の注意⑸に準じて記載すること。

⑼　事業の内容

第五号様式記載上の注意⑹に準じて記載すること。

⑽　関係会社の状況

第五号様式記載上の注意⑺に準じて記載すること。

⑾　従業員の状況

第五号様式記載上の注意⑻に準じて記載すること。

⑿　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

第五号様式記載上の注意⑼に準じて記載すること。

⒀　事業等のリスク

第五号様式記載上の注意⑽に準じて記載すること。

⒁　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第五号様式記載上の注意⑾に準じて記載すること。

⒂　経営上の重要な契約等

第五号様式記載上の注意⑿に準じて記載すること。

⒃　研究開発活動

第五号様式記載上の注意⒀に準じて記載すること。

⒄　設備の状況

第五号様式記載上の注意⑭及び⑮に準じて記載すること。

⑱　株式の総数等

第七号様式記載上の注意㊶に準じて記載すること。

（18―２）　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

a　複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して記載すること。

b　「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に、交付された株式１株あたりにつき払い込んだ金銭その他の財産の価額及びこれに準ずるものをいう。

⑲　発行済株式総数及び資本金の状況

a　当該半期中における発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。

なお、資本金の増減については、その増減の金額が当該半期末資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、半期中の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。

b　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使による発行済株式総数及び資本金の増加については、当該半期中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

c　新株予約権を発行している場合には、当該半期末現在における新株予約権の残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。

d　当該半期中において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第２項第１号又は第２号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

⑳　大株主の状況

a　当該半期末現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有数の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の１未満の株主については記載を要しない。

また、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）までを記載しても差し支えない。

b　当該半期中において主要株主の異動があった場合には、その旨を注記すること。

⑵　役員の状況

a　前事業年度の有価証券報告書の提出日後半期報告書の提出日までに役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらの者と同等の権限を有する職員をいう。以下この様式において同じ。）に異動があった場合に記載すること。

b　異動後の役員の男女別人数を記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載すること。

c　新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴、任期、所有株式の種類及び数並びに就任年月日を記載すること。

d　退任役員については、その役職名、氏名及び退任年月日を記載すること。

e　役員の役職の異動については、当該役員の氏名、新旧役職名及び異動年月日を記載すること。

f　会社が、異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合において、当該種類の株主によって選任された役員がいるときはその旨を欄外に注記すること。

⑵　経理の状況

中間財務書類は、中間財務諸表等規則第76条第１項、第２項又は第３項の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

⑶　中間財務書類

a　次の中間財務書類を掲げること。

(a)　提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務書類が、中間財務諸表等規則第76条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により、中間財務書類を掲げること。

この場合において、中間財務書類の種類（中間貸借対照表、中間損益計算書等をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる((b)において同じ。)。

①　当該地域において中間連結財務諸表のみを開示している場合　中間連

結財務諸表

② 当該地域において中間個別財務諸表のみを開示している場合　中間個別財務諸表

③ 当該地域において中間連結財務諸表と中間個別財務諸表の両者を開示している場合　中間連結財務諸表及び中間個別財務諸表

(b) 中間財務諸表等規則第76条第３項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された中間財務書類を掲げること。

b 当該事業年度に係る中間財務書類と前事業年度に係る中間財務書類（中間連結財務諸表規則第４条の２又は中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報が含まれる場合については当該事業年度に係る中間財務書類）を掲げて比較すること。

⑭ その他

a 当該半期末後半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、臨時報告書又はこの半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

b 当該半期中に営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要について記載すること。

⑮ 外国為替相場の推移

中間財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載すること。

なお、中間財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する２以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されている場合には、記載を省略することができる。

⑯ 提出会社の参考情報

a 当該半期の開始日から半期報告書提出日までの間において、法第25条第１項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

b 臨時報告書が当該書類に含まれている場合には、その提出理由について、第19条第２項各号若しくは第３項又は第19条の２のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。

c 訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを併せて記載すること。

⑰ 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）

提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものに

ついて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当該半期末現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

㉘　継続開示会社たる保証会社に関する事項

a　提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。

b　本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。

c　「②　臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第２項各号若しくは第３項又は第19条の２のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

d　「③　訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

㉙　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

a　提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。

b　当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第八号様式「第一部　企業情報」の「第１　本国における法制等の概要」から「第６　経理の状況」までに準じて記載すること。ただし、当該保証会社の事業年度が１年である場合であって、本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度が開始した日からおおむね９箇月経過後に本半期報告書が提出された場合には、当該事業年度が開始した日以後６箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、本様式「第一部　企業情報」の「第１　本国における法制等の概要」から「第６　経理の状況」までに準じて記載すること。

⑶⓪　保証会社以外の会社の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第３項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社等の企業情報について記載すること。

ａ　「１　当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。

ｂ　「２　継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「３　継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第二部中「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「３　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。

⑶①　指数等の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

ａ　「１　当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。

ｂ　「２　当該指数等の推移」については、当該指数等の最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当半期中の月別最高・最低値を記載すること。

⑶②　読替え

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。

⑶③　社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部　企業情報」の「第１　本国における法制等の概要」の項目については、第七号様式記載上の注意⑹⑻に準じて記載すること。また、「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「３　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目については、第二号様式記載上の注意⑻⑻に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意⑻⑻中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。